

「メディア通年プロモーション業務」に関するプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

メディア通年プロモーション業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

中海・宍道湖・大山圏域（以下「本圏域」という。）は、豊かな自然や古代からの歴史・文化、世界的に高い評価を受ける美術館やアニメコンテンツをはじめとする新たに創造された芸術文化など、魅力ある観光資源を豊富に有する圏域であり、これまで、本圏域の5市（境港市、米子市、松江市、出雲市、安来市）が連携して、人口集積地である三大都市圏（首都圏、中京圏、関西圏）や山陽圏を中心としてプロモーション業務を実施してきたところであるが、来年2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催され、関係者を含めて世界中から多くの人々が来日し観戦することから、本圏域への誘客対策として、昨年春に就航したフジドリームエアラインズを含め、手軽に本圏域への旅行ができることとなったことを重点的にプロモーションする必要がある。

本業務では、雑誌を中心とした様々な媒体を活用して、本圏域のこれまでの観光資源に加え、『島根半島・宍道湖中海ジオパーク』、『大山隠岐国立公園満喫プロジェクト』、『日本遺産登録（出雲國たたら風土記、地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市、日が沈む聖地出雲）』など、圏域の魅力・観光資源を三大都市圏等に向けて効果的に情報発信することにより、本圏域の認知度向上に努め、観光需要を喚起し、三大都市圏等からの更なる誘客促進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別に定める本業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託料予定額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定

2 参加資格要件

(1) 本業務に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 法人格を有すること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- (イ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされて

いる者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）

(ウ) 参加希望書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けている者

(エ) 消費税及び地方消費税を滞納している者

(オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加希望書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から最優秀提案者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

3 事務担当

一般社団法人中海・宍道湖・大山圏域観光局事務局（松江市玉湯支所内）

住所 〒699-0292 松江市玉湯町湯町1793番地

電話 0852-55-5798 ファクシミリ 0852-55-5058

電子メール mannaka-dmo@nakaumi.jp

4 手続等

(1) 参加希望書等の提出

本業務への参加を希望する者は、次により申込みをすること。

ア 提出期限

令和元年6月10日（月）午後5時

※受付時間は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出書類

(ア) 参加希望書（様式第1号）

(イ) 参加資格に関する申立書（様式第2号）

(ウ) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日時点で、交付の日から3か月を経過していないものに限る。）

(エ) 消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書面

(オ) 役員等調書兼照会承諾書（様式第3号）

(カ) 本業務と類似の業務を処理した実績を有することを証する書類（契約書の写し）

※（ウ）、（エ）及び（オ）については、境港市、米子市、松江市、出雲市、安来市

のいずれかにおいて指名競争入札の参加資格を有する者は、提出することを要しない。

ウ 提出方法

3の事務担当に提出すること。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに到達すること。

エ 提出部数

1部

(2) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、令和元年6月12日(水)までに、参加希望書を提出した者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

(3) 本業務に関する質問及び回答方法等

本業務に関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

ア 提出期限

令和元年6月10日(月)午後5時

イ 提出方法

3の事務担当宛てに、質問書(様式第4号)を電子メールに添付して送付すること。この場合において、件名は、「プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 回答方法

令和元年6月11日(火)までに、参加希望書を提出した者全員に対し、ファクシミリ又は電子メールにより通知する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和元年7月11日(木)午後5時

※受付時間は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出書類

(ア) 企画提案書

企画提案書は、次に掲げるところに従い、任意の様式により作成すること。

a 提出部数 A4 9部

b 内容

(a) 企画の全体概要について、提案のコンセプト、期待される効果等を示すこと。

(b) 本業務において、プロモーションに使用する雑誌を中心とした媒体等の内容、期待される効果、その他必要と思われる事項等を示すこと。

なお、実施するプロモーションについては、予算の範囲内であれば、複数種類実施してもよい。

- (c) 本業務の実施状況及び事業効果を報告するに当たり、報告書に記載する内容（事業内容及び事業効果の把握に必要な事項）を示すこと。
 - (d) 本業務を実施するスケジュール及び作業フロー（主な作業内容、役割分担も記載）を示すこと。
 - (e) 本業務の実施における、自社及び再委託先の人員体制を示すこと。
 - (f) (a) から (e) までに掲げるもののほか、本業務に関連する提案（任意）
- (イ) 見積書（任意様式）
- a 経費の明細を算出し、その金額を記載すること。
 - b 企画提案書とは別にとじること。
- (ウ) 会社概要（任意様式）
- (エ) 業務実績調書（任意様式）
- 過去に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績と成果について、その内容を記載すること。
- ウ 提出方法
- 3の事務担当に提出すること。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに到達すること。

5 審査、評価及び選定の方法

(1) 本業務における審査

本業務における審査は、メディア通年プロモーション業務委託事業者選考委員会設置要綱（令和元年5月17日施行予定）に基づき設置するプロモーション業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において非公開で行う。

(2) 第1次審査の実施

企画提案書を提出した者（以下「企画提案者」という。）の数が5者を超えた場合に実施する。

なお、企画提案者の数が5者を超えない場合は、全ての企画提案者を第2次審査の対象とする。

ア 選定方法

企画提案書の評価に基づく。

イ 審査結果の送付

審査結果は、審査の対象となった全ての企画提案者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては、受け付けないものとする。

(3) 第2次審査の実施

第1次審査の通過者に対し、プレゼンテーションにより実施する。

ア 実施日及び会場

(ア) 実施日 令和元年7月30日(火) 予定

(イ) 会場 第1次審査の通過者に対し、別途通知する。

イ プレゼンテーション時間

各提案につき40分(提案の説明20分及び質疑応答20分)以内

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書を受け付けた順に、個別に実施する。

(イ) 提案の説明の際にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

エ 企画提案書等の取扱い

(ア) 著作権は、企画提案者に帰属する。

(イ) 本業務の受託者の選定を行うために必要な範囲について、企画提案書を複写することがある。

オ 審査

選考委員会において企画提案書及びプレゼンテーションの内容について企画提案選定評価基準に基づき審査を行い、本業務の受託者として最も適すると認められた者を最優秀提案者として選定する。最優秀提案者以外の者についても、得点数の高い者から順位を付する。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。選定結果は、全ての企画提案者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

また、選定結果についての異議申立ては、受け付けないものとする。

カ 企画提案選定評価の視点

(ア) 企画全体

企画内容全体が事業の趣旨に沿っているか。本圏域のことを理解している内容か。

(イ) 本業務

a 提案の内容は、本圏域の魅力、観光資源等を十分に情報発信できる仕様であるか。

b 提案の内容は、本圏域への旅行意欲を喚起し、誘客促進を図れる内容が含まれているか。

c 提案の内容は、質的・量的に十分な仕様であるか。

d 仕様書に掲げる委託業務以外の効果的あるいは魅力的な提案はあるか。独創性(オリジナリティ)に富む提案があるか。

e 業務の実施状況報告及び事業報告の内容は、事業効果を数値で表すなど工夫がされているか。

(エ) 業務遂行能力

実現性があり、高い効果を見込むことができるスケジュール及び作業フローが提案されているか。本業務の円滑な実施を期待できる体制が提案されているか。また、

過去に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績、その他豊富な経験を有しているか。

(オ) 効率性

見積金額は、予定額の範囲内で、妥当な金額と認められるか。また提案内容との整合性はあるか。

6 提案の無効

本業務の参加者（以下単に「参加者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本業務において提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載しているとき。
- (3) 2（1）イに掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が予定額を超えているとき。
- (5) この要領に定められた方法以外の方法により、選考委員会の委員その他の関係者に対し、本業務に対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

7 契約の締結

- (1) 最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、5による順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉に当たっては、当該交渉の相手方とする参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて協議するものとする。

8 その他

- (1) 企画提案書は、仕様書に定めるところにより作成すること。
- (2) 本業務への参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の作成のために本観光局から受領した資料等は、本観光局の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本業務の目的以外の目的に使用しない。(5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 参加者は、参加希望書の提出をもって、この要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。
- (7) この要領に記載のない事項については、仕様書によるものとする。

9 スケジュール

参加希望書等提出期間	令和元年5月27日(木)から6月10日まで
質問書提出期間	令和元年5月27日(木)から6月10日まで
質問書回答	令和元年6月11日(火)
参加資格審査結果通知	令和元年6月12日(水)
企画提案書の提出期限	令和元年7月11日(水)
第1次審査の結果通知	令和元年7月25日(木)(予定)
プレゼンテーションの実施日	令和元年7月30日(火)(予定)
第2次審査の結果通知	令和元年7月31日(水)(予定)